

退会の手続き等について

全国生涯学習音楽指導員協議会 愛知支部

本会からの退会を希望される場合、以下のような手続きを必要とします。
下記をお読みいただき、次ページの「退会届」の様式にご記入・ご捺印の上、
ご提出ください。

1. 退会につきましては、本会の規約に以下のような規定がございます。
これに従い、この手続きをさせていただきます。ご参照ください。

規約

第7章〔入会・休会・退会〕

第10条 退会

- (1) 会員退会の受付は、所定の退会依頼文書の提出により随時受け付け、運営会議での退会
受付報告でもって、会員登録を抹消する。
- (2) 役員、及び事業の企画委員の場合は、最低1か月の引き継ぎ期間を要するものとする。

第8章〔会費・事業費〕

第11条 会費

- (1) 年会費は次のとおりで、会員は新年度の4月に全額を一括して納付する。
- (2) 年会費：5,000円
- (3) 新入会員の場合には、入会時に年会費を全額納付する。
- (4) 休会の場合でも、年会費は納付することとする。
- (5) 活動期間年度途中で退会しても、残存期間分の精算は一切しない。

第12条 事業費

- (1) 事業運営に必要な会費・費用は、その都度運営議会で決定する。
- (2) 事業に関連する会費・費用等は、活動期間年度途中で退会した場合、精算は一切しない。

2. 退会に伴う議事録などの送付停止について

退会される場合、議事録などの発送は、退会日をもって送付を停止させていただきます。

☆ 退会届のご郵送先 ☆

〒465-0078 名古屋市名東区にじが丘3-16-2 にじのもりハウス 105

全国生涯学習音楽指導員協議会 愛知支部 事務局 新谷啓子

退会届

全国生涯学習音楽指導員協議会 愛知支部 代表 新谷啓子殿

_____年____月____日

氏名_____印

全国生涯学習音楽指導員協議会 愛知支部を退会いたしたく、
「規約」第10条、第11条、第12条に従い、届け出をいたしますので、
よろしくお取り計らいの程お願い申し上げます。

退会理由など (ご記入は任意です)